

# 第13分科会「里山と政策－1」

テーマ： 森林環境税

日時：2008年4月19日（土）

場所：Qiball(きぼーる) 5F 多目的室

参加者：40名

スタッフ：金親博榮 小西由希子 田中正彦



藤平幸夫氏

内容：昨年に続き、里山・森林環境税の導入による、活性化を目論む

- ① 千葉県の森林の現状と、県民の里山に対する要望アンケート結果等の報告を通して、現状を学習。
- ② 里山の保全再生のあり方、財源の確保策、その使い道、意思決定の方法について考える。
- ③ 千葉県における森林環境税の導入の条件と、使途・効果について、討議する。

## プログラムおよび講演者

1. 基調講演 日本農業新聞社経済農政部長 永井考介氏
2. 報告 千葉県の森林の現況 千葉県森林課 寺嶋嘉治氏
3. パネルディスカッション 林業家：君津市藤平幸夫氏 農政専門家：永井考介氏  
都市住民千葉市：小西由希子 コーディネーター 千葉大学名誉教授：古谷尊彦氏
4. 自由討論「千葉県における森林環境税の条件」司会 ちば里山センター金親博榮

## 千葉県の現状と問題点

### 1. 千葉県の森林の現状

森林率が低い32%（全国平均の1/2・順位40番） 民有林率が高い89%（全国平均70%・順位9番）  
所有者は、小規模零細の農業との兼業で木材生産は少なく、林業経営で自立している林家は皆無の状態。県土の平均標高は全国最低で、全般的に平坦（特に中北部）ゴルフ場、住宅開発に有利な地形。農用地（畑・田等）とその他市街地（工場、宅地等）と 県土を1/3づつ利用。  
木材の価格下落に加え、松枯れ、スギの非赤枯れ性溝腐れ病の蔓延により、林業家の林業離れ、林地離れが、著しい。管理された山林が減少し、CO<sub>2</sub>吸収源として認定されるには、間伐の大幅拡大が必要。

### 2. 担い手の現状

- ① 森林所有者の意向・・・自分の森は自分で手入れしたいが、高齢化・木材価格の低迷などにより、意欲は低下している。
- ② 近年、市民・NPO、環境・食・農への関心の高まりがあり、その中で、里山保全へのボランティア参加の意欲向上も向上している。千葉県里山条例に基づく協定締結団体も増加し、計画した100団体が間近となっている。
- ③ 県民の森林に対する要望調査では、保全を希望する対象地は3つに区分されている。  
（①都市近郊の緑地、②都市周辺の里山、③南房総の丘陵地や東金・山武などの林業地）  
このため、各々の里山に対する保全方法、保全の担い手が異なり、異なる対応策が必要となる。
- ④ 縣市町村・・・財政悪化による予算の縮減で事業費が大きく減少。

### 3. 森林環境税は31県で実施決定

残るは16のみとなり、千葉県は「検討中」となっている。県民全体への薄い負担で森林の大切さに

対する意識を啓発する契機となる効果もある。県民税への上乗せ 500 円程度とすれば、総額 16 億円となり、県森林関係の現状予算の 50% UP を期待できる。

#### 4. CO2 吸収源としての健全な山林の確保

間伐の促進により千葉県に期待される吸収源対象の面積は約 18,860ha であるが、千葉県の実施計画は 5,150ha (27%) にとどまる。その制約の大きな要因は

- ①89%を占める民有林での間伐実施量の減少・意欲の後退。
  - ②作業の担い手の確保が困難、
  - ③県財政等の窮乏による資金不足、中長期的にも先立つ予算の想定が困難で戦略作りも足踏み。
- ・この要因の相当部分が、森林環境税によって、軽減できる可能性がある。

#### 地方森林環境税の現状

1. 平成 20 年度から実施が決定している県は 31。名称は森づくり、森林環境税、水源・湖沼などを付した県民税となっている。
2. 税の用途について、持続、自立的な森林保全への方向性が見出だせない部分がある。
3. 森林バイオマス資源の利活用等新規分野への予算活用、および都市近郊林への助成が拡充されているなど、各県による事業の違いも見られる

#### 提言・対策 (順不同)

- 1 竹の跋扈について、竹林面積は全国 5 位で、データ上は 3.8%となっているが、実体は 7%以上か。この対策が人工林の保全、治山、治水の改善に大きくつながる。
- 2 市民のボランティア活動については、活動の質により支援内容を力仕事の団体、里山を広く楽しむ団体等の 2 種に色分けし、効果的な支援策に変えていく方法もある。
- 3 相続税が一番の問題。山林地主が手放せば、企業が入手、結果的には樹木伐採型の開発対象地になってしまう可能性が大きく、継続的な管理と、税の減免をセットにした、改革が必要。
- 4 寄付金の所得控除税制を拡充し、里山に資金を呼び込む。これは企業の支援に対する呼び水にもなる。これをもって、スギ花粉対策など、日常生活の環境改善も資金利用の対象とし、里山を、都市住民などにも身近な存在と感じられるようなものとする。
- 5 林業は、労賃との対比で採算割れとなってしまった。1960 年代は木材 1 万円/石(こく)で 10 人が雇えた。今では 1 人でも無理となってしまった。
- 6 木材は売れず、キャンプ場などで事業を継続している。並行してシイタケ栽培を行っているが、近年地球温暖化のせい、オオヒログ等の幼虫による食害で、椎茸林家は困っている。
- 7 地元の人が、山のよさを再認識し、行動に移す時である。



#### まとめ 千葉県における森林・里山環境税導入の条件

1. 地球環境の保全、生物多様性の維持に重要な役割を果たす森林の重要性の認識を広めること。特に森林・緑・里山等に対する、より広範な県民の理解の促進が必要である。
2. 国民全体が里山の受益者であるという認識はまだ薄い。人類の棲息の基盤である里山の多面的な機能に対し、受益者が全体で負担していくという原則の認識。
3. 税の使い道が納税者から見て、里山の地権者、林家など直接の利害関係者に偏ったものと解されることのない、一般性、妥当性を持つ事。
4. 予算のばら撒きに終わらない施策をいかにするか。持続可能な里山作りの施策としなければならない。木材生産振興の幻想からの脱却が正論であるかどうかの議論。
5. 用途を決めるための議論を広く、県民に対しオープンに展開し、プロセスを重視し市民(納税者)および担い手の意見の収集を積極的に行う。県民、行政の森林保全に対する熱意・使命感が不可欠。